

保留地（分譲地）の先着順販売について

保留地(分譲地)の販売は、申込の公平性確保と地区の良好な居住環境の形成及び定住の促進を図るため、次のとおりとする。

1 先着順の取り扱い

- ・売却は組合で審査し決定するが、同区画の申込があった場合は申込順番が早い者を優先し、同日で複数の申込があった場合は提出時間が早い者を優先する。なお、郵送の場合の提出時間は申込書到着日の受付最終時間での提出として扱う。
- ・申込が同日同時間であった場合はくじ引きにて優先者を決定する。

2 保留地(分譲地)の販売

- ・保留地(分譲地)は、定住(1/2以上の期間居住し、住民票を当該地に移す意思を有すること)を目的としない購入の申し込みはできない。
- ・宅地建物取引業者である者は、前記定住者への転売を目的に保留地(分譲地)を購入することができる。
- ・宅地建物取引業者でない者は、転売を目的として保留地(分譲地)を購入することはできない。

3 保留地（分譲地）購入の仮予約

- ・保留地（分譲地）購入検討者より要望があれば1人2筆まで保留地（分譲地）購入の仮予約ができる。
- ・仮予約期間は1か月間とするが、期間中に組合又は仮予約申込者より解約の申出が無い場合は期間をさらに1か月延長する。以降も同様とする。
- ・組合は仮予約期間延長の毎に仮予約申込者に購入意思の確認を行う。連絡がつかない等、購入意思が認められない場合は仮予約を取り消すものとする。
- ・仮予約された保留地（分譲地）の購入を第三者が希望した場合、その希望があった日以降の仮予約期間の延長はできない。

4 その他

- ・分譲地購入後から居宅を建築するまでの期間、周囲の居住環境に配慮し、土地の草刈等の管理を定期的に行うこと。